

人間環境大学 学則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本学は、建学の精神に則り、人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え、すぐれた見識をもって人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。
- 2 本学の学部および学科の人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的については、別に定める。

(自己評価、認証評価機関による認証評価等)

- 第2条 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。
- 2 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 第1項の点検・評価の項目および前2項の実施体制については、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員、修業年限および大学院

(学部および学科)

- 第3条 本学に、次の学部および学科を置く。
- 1 心理学部
 心理学科
 犯罪心理学科
- 2 環境科学部
 フィールド生態学科
 環境データサイエンス学科
- 3 看護学部
 看護学科
- 4 松山看護学部
 看護学科
- 5 総合心理学部
 総合心理学科
 総合犯罪心理学科
- 6 総合環境学部
 フィールド自然学科
 環境情報学科

(大学院)

- 第3条の2 本大学に大学院を置く。
- 2 大学院の学則は、別に定める。

(学部、学科の学生定員)

- 第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。
- 1 心理学部
 心理学科 入学定員 100名 収容定員 400名
 犯罪心理学科 入学定員 50名 収容定員 200名
- 2 環境科学部
 フィールド生態学科 入学定員 60名 収容定員 240名
 環境データサイエンス学科 入学定員 40名 収容定員 160名
- 3 看護学部

	看護学科	入学定員 95 名	収容定員 380 名
4	松山看護学部 看護学科	入学定員 80 名	収容定員 320 名
5	総合心理学部 総合心理学科	入学定員 80 名	収容定員 320 名
	総合犯罪心理学科	入学定員 50 名	収容定員 200 名
6	総合環境学部 フィールド自然学科	入学定員 60 名	収容定員 240 名
	環境情報学科	入学定員 40 名	収容定員 160 名

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 在学期間は、8年を超えることができない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季・夏季および冬季休業日は、別に定める本学の学年暦による

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 必要がある場合には、休業日であっても講義、実習等を行うことができる。

第4章 入学、編入学および転入学

(入学者の選抜)

第10条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

(入学者の決定)

第11条 入学者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学時期)

第12条 入学、編入学および転入学の時期は、学年の始めとする。

2 特別の事情があるときは、後期からの入学を認めることができる。

(入学資格)

第13条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校もしくは、中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これ

- に相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者または、これに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程に相当する課程を有するものとして、指定した在外教育施設の当該教育課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学)

第14条 本学に編入学を志願する者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、教授会の議を経て、学長は、相当年次に編入学を許可することができる。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程（学校教育法第132条の規定による専修学校の専門課程）を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者またはこれに準ずる者
- (5) 本学において、前項各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(転入学)

第15条 本学に転入学を志願する者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、教授会の議を経て、学長は、相当年次に転入学を許可することができる。

- (1) 2年次に転入する場合は、大学に1年以上在学し、30単位以上修得した者
- (2) 3年次に転入する場合は、大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者

(出願)

第16条 本学に入学、編入学および転入学を志願する者は、別の定めにより、入学願書および所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(選考)

第17条 入学、編入学および転入学の志願者に対して、別の定めにより、選考を行う。

(入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定期日までに、別に定める所定の書類を提出し、所定の入学金を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学、編入学および転入学を許可する。
- 3 学長は、前項の規定にかかわらず、別に定める特別の事由のある者については、入学金納入を免除することができる。

(編入学者等の修業年限)

第19条 編入学または転入学を許可された者の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 第2年次に入学した者…3年
- (2) 第3年次に入学した者…2年

(編入学者等の在学期間)

第 19 条の 2 編入学または転入学を許可された者は、次の各号に規定する年数を超えて在学することができない。

- (1) 第 2 年次に入学した者…7 年
- (2) 第 3 年次に入学した者…6 年

第 5 章 休学、復学、留学、転学、転部、転科、退学、再入学、除籍および復籍

(休学)

第 20 条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため、引き続き 2 か月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第 21 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、修業年限および在学年限に算入しない。

(復学)

第 22 条 学生は、休学期間に中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 留学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由のあるときは、学長の許可を得て、さらに 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。
- 3 前項の留学期間は、休学の取り扱いをしないものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第 23 条 外国の大学または短期大学へ留学を希望する者については、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

- 2 留学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由のあるときは、学長の許可を得て、さらに 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。
- 3 前項の留学期間は、休学の取り扱いをしないものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 24 条 他の大学または短期大学に転入学を志願する者は、転学願を学長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 転部に関する規程は、別に定める。

(転部)

第 24 条の 2 本学の他の学部に転部を志願する者は、転部願を学長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 転部に関する規程は、別に定める。

(転科)

第 24 条の 3 本学の他の学科に転科を志願する者は、転科願を学長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 転科に関する規程は、別に定める。

(退学)

第 25 条 退学しようとする者は、退学願を学長に提出しなければならない。

(再入学)

第 25 条の 2 退学した者が、再び入学を希望するときは、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第 26 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促を受けても納入しない者
- (2) 3 年の休学期間を経過した者
- (3) 学則第 6 条および第 19 条の 2 に定める在学期間を超えた者
- (4) 死亡した者および長期間行方不明の者
- (5) 所定の期間内に履修登録を完了していない者

(復籍)

第 26 条の 2 除籍となった者が、復籍を希望するときは、教授会の議を経て、学長は、復籍を許可することができる。

2 復籍に関する規程は、別に定める。

第 6 章 教育課程および履修方法

(教育課程)

第 27 条 教育課程は、教育の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成にあたっては、学部および学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目)

第 28 条 授業科目は、講義科目、演習科目、実験・実習科目および実技科目に区分する。

2 前項のそれぞれの授業科目の区分、単位数および履修方法については、別に定める。

(授業の方法)

第 28 条の 2 授業は、講義、演習、実験・実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が、別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業期間)

第 29 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特別の期間において、授業を行うことができる。

(単位の計算方法)

第 30 条 各授業科目の単位数は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義科目は、1 時間の授業に対し、教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とし、15 時間をもって 1 単位とする
- (2) 演習科目は、2 時間の授業に対し、教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とし、30 時間をもって 1 単位とする。ただし、1 時間の演習に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とする場合は、15 時間をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実験・実習科目および実技科目は、45 時間をもって 1 単位とする。ただし、2 時間の授業に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とする場合は、30 時間をもって 1 単位とすることができる。

(履修の届出)

第31条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに所定の方法により、届け出なければならない。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の試験方法は、筆記、口述または論文提出等の方法によって行う。

(成績)

第33条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・D・E・F・N の 8 種の評語をもって表し、S・A・B・C を合格として単位を与え、D は不合格とする。また、E は試験欠席、F は授業放棄、N は認定とする。

2 S・A・B・C・D の内容は、100 点表記法で、S は 90 点以上、A は 89 点から 80 点まで、B は 79 点から 70 点まで、C は 69 点から 60 点まで、D は 59 点以下とする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、他の大学または短期大学と協議の上、学長は、学生にその科目の履修を許可することができる。このようにして修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により、修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が休学することなく、外国の大学または短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が行う短期大学または、高等専門学校の専攻科における学修、その他文部大臣が別に定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において、履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号) 第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における科目の履修により、修得した単位とみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する履修を、本学の定めるところにより、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 34 条、第 35 条により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項の規定は、外国の大学、短期大学を卒業または中途退学し、本学に入学を許可された者について準用する。

(教育職員免許状の取得)

第37条 教員の免許状授与の所要資格の取得を希望する者は、教育職員免許法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により、所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次の

とおりとする。

- (1) 看護学部看護学科
 養護教諭一種免許状

(学芸員資格の取得)

第37条の2 学芸員の資格の取得を希望する者は、卒業に必要な単位のほかに、博物館法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 学芸員資格取得のために必要な授業科目、単位数および履修方法については、別に定める。

第7章 社会人学生

(社会人学生)

第38条 第13条または第14条に規定する資格を有する者であって、一定の年数、社会における経験を有する者が、本学に入学あるいは編入学を志願するときは、選考の上、学長は、社会人学生として、入学あるいは編入学を許可することができる。

- 2 社会人学生の選考に関して、必要な事項は、別に定める。

第8章 海外帰国生徒および外国人留学生

(海外帰国生徒)

第39条 日本国籍を持つ者であって、海外で教育を受け、第13条または第14条に規定する資格を有する者が、帰国後3年以内に、本学に入学あるいは編入学を志願するときは、選考の上、学長は、海外帰国生徒として入学あるいは編入学を許可することができる。

- 2 海外帰国生徒に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第40条 外国人であって、第13条または第14条に規定する資格を有し、本学に入学または編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学あるいは編入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について、必要な事項は別に定める。

第9章 卒業

(卒業)

第41条 本学に所定の期間在学して、所定の授業科目を履修し、所定の単位以上を修得した者に対して、学長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。
3 学位の授与に関する規程は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生および聴講生

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項の研究を希望する者があるときは、選考の上、学長が研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第43条 本学学生以外の者で、本学所定の授業科目のうち、一または複数の授業科目を選んで履修を希望する者があるときは、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第32条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第44条 他の大学または短期大学に在学中の学生で、大学間の協議に基づき、特定の授業科目を定め、本学において聴講を希望する者があるときは、本学の定めるところにより、選考の上、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。
- 2 特別聴講学生として受講した科目については、試験の上、単位を与える。
 - 3 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

- 第44条の2 特定の授業科目を定め、本学において聴講を希望する者があるときは、本学の定めるところにより、選考の上、学長は、聴講生として入学を許可することができる。
- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

- 第45条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、表彰することができます。

(罰則)

- 第46条 本学の定める規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、懲戒する。
- 2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2)正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3)大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 教職員組織

(教職員組織)

- 第47条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他、必要な職員を置く。
- 2 本学に、学部長および学科長を置く。
 - 3 前項に定めるもののに他に、統括副学長、副学長、その他、大学運営に關かわる管理者を置くことができる。
 - 4 統括副学長、副学長、その他、大学運営にかかわる管理者に関することは、河原学園事務分掌規程に定めるものに他については、教授会の議を経て、学長が定める。
 - 5 教職員および教職員組織に関して必要な事項は、河原学園事務分掌規程に定めるものに他については、別に定める。

第13章 教授会

(教授会)

- 第49条 本学の各学部に、教授会を置く。
- 2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 附属図書館

(附属図書館)

第 50 条 本学に教育研究のため、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第 15 章 附属施設

(環境教育センター)

第 51 条 環境科学部に環境教育センターを置く。

2 環境教育センターに関する規程は、別に定める。

(地域協働センター)

第 52 条 看護学部、松山看護学部、総合心理学部および総合環境学部に地域協働センターを置く。

2 地域協働センターに関する規程は、別に定める。

(子どもと親の心理発達支援研究センター)

第 53 条 心理学部に子どもと親の心理発達支援研究センターを置く。

2 子どもと親の心理発達支援研究センターに関する規程は、別に定める。

(こころの相談支援センター)

第 54 条 総合心理学部にこころの相談支援センターを置く。

2 こころの相談支援センターに関する規程は、別に定める。

第 16 章 生涯教育

(公開講座)

第 55 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 17 章 入学検定料、入学金および授業料等

(授業料等の金額および納付の時期)

第 56 条 本学の入学検定料、入学金、授業料等の金額および納付の時期は、別に定める。

(復学した場合の授業料等)

第 57 条 前期または後期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(退学または停学の場合の授業料等)

第 58 条 前期または後期の中途で退学、または除籍された者の当該学期分の授業料等は、納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は、納付しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第 59 条 休学を許可された者の休学期間の授業料等については、別に定める。

(研究生、科目等履修生の授業料等)

第 60 条 研究生および科目等履修生の授業料等は、別に定める。

(納付した授業料等)

第 61 条 既納の入学検定料および入学金は、返還しない。

2 既納の授業料等は、原則として返還しない。

(授業料等の一部または全額免除)

第 62 条 次の各号に該当する学生に対して、授業料等の一部または全額を免除することができる。

- (1)成績優秀で、学生の模範と認められる学生および学長が適當と認める学生
- (2)社会人学生
- (3)外国人留学生

2 授業料等の一部または、全額免除に関して必要な事項は、別に定める。

(学則の主管部署)

第 63 条 この学則は、総務人事部が主管する。

(学則の改廃)

第 64 条 この学則の改廃は、運営会議の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（別表 1 改正）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 20 年 6 月 11 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 20 年 7 月 9 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 21 年 4 月 15 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 23 年 8 月 10 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 26 年 6 月 11 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1. この学則（改正）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 28 年度以前の入学生については、改正後の学則第 3 条、第 4 条、第 29 条、第 31 条および第 38 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則 この学則（改正）は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和元年 9 月 25 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 3 年 9 月 29 日から施行する。

附則 1. この学則（改正）は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2. 令和 3 年度以前の入学生については、改正後の学則第 3 条、第 4 条、第 29 条、第 31 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則 1. この学則（改正）は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則（改正）は、令和 7 年 12 月 22 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。